

# 広報 はむら

平成 28 (2016) 年

4月 15日号



## 主な記事

### 1 市の仕事についてお知らせします（組織一覧）

### 4 イベント情報

平成 28 年度第 47 回羽村市総合体育大会／ほほえみ食事会に参加しませんか／環境フェスティバルに参加しませんか など

### 7 市政の情報

みんなで守ろう！自転車のルール／平成 28・29 年度の後期高齢者医療保険料率が改定されました／友愛訪問員の改選／高次脳機能障害の相談窓口の利用を など

### 16 情報アラカルト

### 20 こどものページ



表紙の写真 (平成27年4月12日撮影)

### 主役がここにも 踊子草

花の形が笠をかぶった踊り子を思わせることからその名がついた「踊子草」。この時期、チューリップ畑の隣にある踊子草公園で見られます。

花と水のまち羽村では、さまざまな季節の花を楽しむことができます。羽村の春をぜひ満喫してください。

### 羽村市公式キャラクター



羽村駅西口の羽村市観光案内所では、はむりんグッズも売っているんだりん♪みんなもぜひ立ち寄ってみてりん！

はむりん

# 市の仕事についてお知らせします

市では、社会の変化に柔軟に対応し、市民サービスのさらなる向上を目指すとともに、第五次羽村市長期総合計画の実施体制を整備するため、組織の一部を見直しました。

平成 28 年 4 月 1 日現在の「市の組織と主な仕事」についてお知らせします。

問合せ 経営管理課経営管理係内 272

部	課	係	電話番号 内線番号	主な仕事
議会事務局	庶務係	(内) 412		議会の事務、議会に対する請願・陳情の受付、会議録の整理、議会広報の発行、議事運営
	議事係	(内) 413		
企画総務部	秘書課	秘書係	(内) 306	市長・副市長の秘書、儀式・褒賞・表彰、市への寄付
	総務課	総務係	(内) 332	市の配置分合・境界変更、議会との連絡・調整、統計、市共催名義等の使用承認、人権、文書管理・公告、例規の制定改廃、行政不服申立て・訴訟、情報公開、個人情報保護、社会保障・税番号制度
	法制係	(内) 326		
企画総務部	企画政策課	企画政策担当	(内) 312	基本構想、基本計画、実施計画、市政総合調整、平和事業、市民参画、男女共同参画、基地対策、広域行政、姉妹都市交流、大学連携、国際交流、地方分権への対応
	経営管理課	経営管理係	(内) 272	行財政改革、行政組織、職員定員、事務分掌、事務事業の監察・指導・進行管理・評価、工事及び物品購入等の検査
	広報広聴課	広報係	(内) 337	広報活動の企画・実施、広報紙の発行、テレビはむらの制作、市公式サイトの管理、メール配信サービスの運用、市勢要覧・ガイドブックの発行、報道機関との連絡、市への請願・陳情の受付、市民相談・行政相談、タウンミーティング、市政世論調査、総合案内
企画総務部	シティプロモーション推進課★	シティプロモーション係★	(内) 342	はむらの魅力発信・知名度向上、はむりん、フィルムコミッション
	職員課	人事研修係	(内) 322	職員の人事・研修・給与・福利厚生
		給与厚生係	(内) 324	
財務部	市史編さん室	市史編さん担当	(内) 364	市史編さん
	東京オリンピック・パラリンピック準備室★	東京オリンピック・パラリンピック・パラリンピック準備室★	(内) 343	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること
	財政課	財政担当	(内) 317	財政計画、予算編成・執行管理、地方交付税、決算統計、市債、基金、財政事情の公表
財務部	課税課 土・日	市民税係	(内) 162	市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・たばこ税の課税
		資産税係	(内) 152	
	納税課 土・日	納税担当	(内) 179	市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の収納
市民生活部	契約管財課	契約係	(内) 392	工事・物品購入等の契約、公有財産の管理及び保険、庁舎・庁用自動車の管理
		管財係	(内) 395	
	情報管理課	情報管理係	(内) 512	情報化推進計画、情報処理機器の管理、電算業務の企画調整、情報セキュリティ対策
市民生活部	市民課 土・日	受付係	(内) 122	
		保険係	(内) 125	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、マイナンバーカード、母子健康手帳、住居表示、火葬改葬の許可、国民健康保険事業、国民健康保険税の課税、後期高齢者医療事業、国民年金、連絡所の管理
		高齢医療・年金係	(内) 135	
産業環境部	危機管理課	危機管理係	(内) 217	国民保護計画、地域防災計画、事業継続計画、危機管理全般の連絡調整
	地域振興課	地域振興係	(内) 202	行政連絡委員、市民自治の振興、市民活動団体等の支援、NPO 支援、多文化共生、市民等との協働、学習等供用施設及び地域集会施設の管理、自然休暇村清里・コミュニティセンターの管理
		市民活動センター係	(内) 631	
産業環境部	防災安全課	防災係	(内) 206	災害対策、消防、交通安全、防犯、自転車対策、ちよこっと共済
		防犯・交通安全係★	(内) 215	
	産業振興課★	商工観光係★	(内) 655	商業・工業・農業・観光の振興、企業活動支援、企業誘致、中心市街地活性化、創業支援、雇用対策、消費者保護・相談、産業福祉センター・市営小作駅前駐車場・農産物直売所の管理、産業振興計画
産業環境部	環境保全課	環境保全係	(内) 224	環境とみどりの基本計画、環境保全、公害防止指導、環境関係法令に基づく届出・認可、愛護動物（犬の登録等）、地球温暖化対策、再エネ・省エネ対策
	生活環境課	生活環境係	(内) 222	廃棄物処理計画、ごみ減量対策、ごみ・し尿収集運搬処理、リサイクルセンター・クリーンセンターの管理、富士見斎場・富士見霊園（区画墓地・納骨堂）の管理、墓地等経営許可
		リサイクルセンター係	578-1211	

★…組織改正により統合・事務分掌・組織名称などを変更した部署

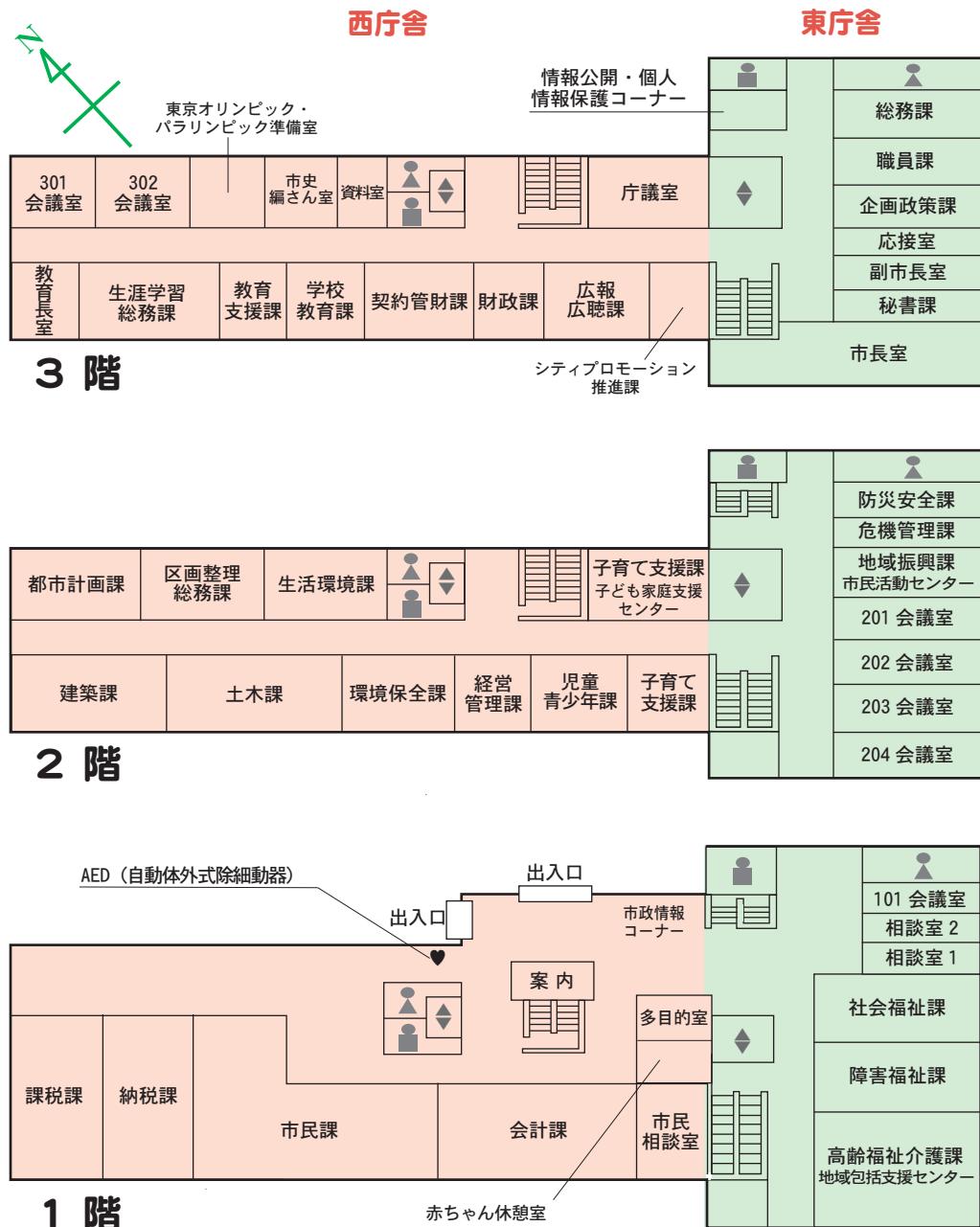
土・日 …土・日曜日に窓口の業務を行う部署

●●・市の仕事についてお知らせします・●●

部	課	係	電話番号 内線番号	主な仕事
福祉健康部	社会福祉課	庶務係	内 112	地域福祉計画、民生委員・児童委員、社会福祉委員、保護司、戦傷病者等の援護、生活保護、行旅病人等の保護、福祉センターの管理、社会福祉法人の設立等認可事務・指導検査、生活困窮者自立支援
		生活福祉係	内 115	
	障害福祉課	障害福祉係	内 172	障害者計画、障害福祉計画、障害者に対する各種手当の給付・各種サービスの提供、障害者福祉施設の運営支援
		障害者支援係	内 185	
	高齢福祉介護課	高齢福祉係	内 176	
		地域包括支援センター係	内 196	高齢者福祉計画、介護保険事業計画、高齢者に対する各種手当の給付・各種サービスの提供、友愛訪問員、地域包括支援センター、介護保険事業、介護保険料の賦課、じゅらく苑・神明苑の管理
		介護保険係	内 143	
		介護認定係	内 146	
	高齢者在宅サービスセンター	高齢者在宅サービスセンター係	内 175	指定通所介護サービス、老人福祉センター事業、高齢者配食サービス、いこいの里の管理
	健康課	保健センター係	内 622	健康増進計画、健康診査、がん検診、母子保健、予防接種、防疫、生活習慣病予防、献血、保健センター・平日夜間急患センターの管理
		健康推進係	内 624	
子ども家庭部	子育て支援課	支援係	内 235	
		子ども家庭支援センター係	内 266	子どもに対する各種手当の給付・各種サービスの提供、ひとり親・女性自立支援、子どもと家庭の総合相談・援助、児童虐待防止、市立しらうめ保育園の管理、認定こども園・私立保育園・私立幼稚園との調整、認証保育所の支援、家庭的保育事業、子ども・子育て支援事業計画
		保育・幼稚園係	内 232	
		しらうめ保育園	555-1019	
	児童青少年課	児童青少年係	内 262	青少年健全育成、放課後子ども教室、児童館・学童クラブの管理
都市建設部	都市計画課★	都市計画係	内 287	都市計画、地区計画、土地利用計画、開発行為等の指導、コミュニティバスの運行、木造住宅の耐震診断・耐震改修補助、市営住宅、空き家対策
		住宅・交通係★	内 276	
	土木課	庶務係	内 296	
		道路管理係	内 294	道路・橋梁・公園の整備計画・設置及び維持管理、街路灯、交通安全施設、道路の占用、屋外広告物の許可、公園の使用許可、道路境界、地籍調査
	建築課	建築係	内 253	公共建築物維持保全計画、公共建築物の設置・維持保全
区画整理部★	区画整理総務課★	総務係★	内 280	土地区画整理事業の事業計画の管理、土地区画整理審議会の運営、土地区画整理事業地区内の建築行為等の許可、証明事務
	区画整理推進課★	推進係★	570-7474	羽村駅西口土地区画整理事業の移転・工事
上下水道部	上下水道業務課★	業務係★	554-2269	水道料金・下水道使用料の収納、水道事業計画、給水装置の設置・維持管理、水道水の供給、漏水対策、公共下水道事業計画、公共下水道の設置・維持管理、雨水の流出抑制
	上下水道設備課★	工務係★		
会計課 土・日		会計係	内 103	公金の収納・出納・審査・決算
選挙管理委員会事務局		選挙係	内 681	選挙の執行管理、選挙人名簿の調製
監査委員会事務局		監査係	内 683	事務事業の執行及び出納に関する監査・検査・審査
農業委員会事務局		内 661	農業の調査研究、農業経営の改善	
固定資産評価審査委員会事務局		内 332	固定資産課税台帳に登録された価格についての不服の審査	
教育委員会				
生涯学習部	生涯学習総務課	総務係	内 352	教育委員会の事務、学校施設の管理、生涯学習基本計画、社会教育委員、社会教育関係団体の支援、芸術文化の振興
		生涯学習推進係	内 362	
	学校教育課 土・日	学務係	内 356	
		教職員係	内 374	児童及び生徒の就学・保健衛生、学校給食、学習指導、教育課程、教職員の人事・研修、小中一貫教育
		指導係	内 376	
	教育支援課	特別支援教育係	内 373	特別支援教育、就学・転学相談、特別支援教室（小学校）入室・通級指導学級（中学校）の相談
	教育相談室	教育相談室係	内 373	教育相談、学校適応指導
	生涯学習センター ゆとろぎ	ゆとろぎ係	570-0707	芸術文化事業、講座・教室、生涯学習情報の提供、社会教育関係団体の活動支援、ゆとろぎの管理
	スポーツ推進課	スポーツ推進係	555-0033	スポーツ活動の推進、スポーツ施設等の使用許可
	体育館	体育館係	555-0033	スポーツセンター・スイミングセンター・弓道場の管理
	図書館	図書館係	554-2280	図書の貸出、読書相談、図書資料の選定・収集・整理、図書館の管理
	少年自然の家	少年自然の家係	内 362	自然休暇村八ヶ岳少年自然の家の管理
	郷土博物館	郷土博物館係	558-2561	郷土資料の収集・整理・保管・展示、郷土博物館の管理、文化財保護

# 庁舎内の配置

平成 28 年 4 月 1 日現在の庁舎内の配置をお知らせします。



## 土・日曜日窓口開庁

業務取扱時間 午前 8 時 30 分～11 時 45 分、  
午後 1 時～5 時  
※土・日曜日以外の祝日および 12 月 29 日～  
1 月 3 日は行いません。  
※土・日曜日の取扱業務などについて詳しく  
は、各担当部署へ問い合わせてください。

## 各部署への問合せ

市役所では、自動音声応答による電話応対を行っています。

市役所あて（☎ 555-1111）に電話をかけて、用件のある部署の内線番号を押してください。担当の部署につながります。

なお、施設への問合せは各施設の電話番号にかけてください。

# 平成 28 年度

# 第 47 回羽村市総合体育大会



スポーツ活動の日ごろの成果を確かめ、その能力をさらに向上させましょう。  
※詳しくは、NPO 法人羽村市体育協会ウェブサイトをご覧いただけます。

申込み・問合せ NPO 法人羽村市体育協会事務局 ☎ 555-1698 FAX 555-1699  
✉ taikyou@herb.ocn.ne.jp



種 目	期日・期間	会 場
軟式野球	4月3日(日)～11月27日(日)	武蔵野公園
中学軟式野球	8月・平成29年3月	各中学校
少年軟式野球	9月3日(土)～10月16日(日)	宮の下運動公園、武蔵野公園、あさひ公園
陸上（陸上競技）	9月18日(日)	富士見公園
陸上（ジュニア駅伝大会）	10月16日(日)	宮の下運動公園～桜づみ水門
剣道	9月11日(日)	スポーツセンター
柔道	9月11日(日)	スポーツセンター
卓球	8月21日(日)	スポーツセンター
スキー	平成29年1月15日(日)	菅平高原スキー場
ソフトテニス	中学生…10月2日(日) 一般・小学生…9月18日(日) シニア(45歳以上)…11月10日(木)	富士見公園
バレーボール	一般・家庭婦人…9月25日(日) 小学生…11月6日(日) 中学生…11月12日(土)	スポーツセンター、各小・中学校
ソフトボール	8月21日(日)～9月25日(日)	富士見公園、あさひ公園
テニス	10月16日(日)	富士見公園、羽村高校

種 目	期日・期間	会 場
バドミントン	10月2日(日)	スポーツセンター
水泳	8月7日(日)	スイミングセンター
弓道	9月25日(日)	弓道場
ゲートボール	10月20日(木)	富士見公園
サッカー(少年の部)		各小学校
サッカー(中学生の部)	9月3日(土)～平成29年1月29日(日)	各中学校
サッカー(一般・壮年・女子の部)		宮の下運動公園、富士見公園
バスケットボール	6月12日(日)～平成29年3月	スポーツセンター
ダンススポーツ	11月19日(土)	スポーツセンター
ゴルフ	7月5日(火)	青梅ゴルフ倶楽部
インディアカ	12月11日(日)	スポーツセンター
空手	9月18日(日)	スポーツセンター
合氣道	6月5日(日)、11月13日(日)	スポーツセンター
居合道	10月30日(日)	フレッシュランド西多摩



▲ツバメ



▲コチドリ

野鳥の観察の仕方から双眼鏡の使い方まで、初心者でもわかりやすい内容です。  
講師 日本野鳥の会奥多摩支部  
持ち物 飲み物・雨具・双眼鏡（持つている方）  
※事前予約は不要です。当日、直接集合場所へお越しください。  
問合せ 郡土博物館 ☎ 558-12561  
※中学生以下は無料  
参加費 100円（保険料込み）



はじめてみませんか  
バードウォッキング

多摩川の周辺で、夏鳥を探してみませんか

## 心のこもった手作り弁当を用意します ほほえみ食事会に参加しませんか

市内在住で、65歳以上の人一人暮らしの方または65歳以上の方だけで生活している方を対象に、食事会を行います。食事は、ボランティアグループ「食事サービス千種」の皆さんが心を込めて作っています。また、「ふれあいサロン」の皆さんのが食事会場を装飾しています。ぜひ、参加してください。

日 時 5月18日(水)正午～午後1時30分(受付午前11時30分～)

会 場 福祉センター大会議室

定 員 50人(先着順)

参加費 500円(食事代込み)

※福祉センターまでの送迎はありません。コヨニ



ティバスはむらんなどを利用してください。最寄りは「福祉センター」バス停です。

申込み・問合せ 4月15日(金)～28日(木) (土・日曜日を除く)の午前8時30分から午後5時までに、電話または直接高齢福祉介護課高齢福祉係内176へ

※個別のアレルギー対応はしていません。また、弁当の持ち帰りはご遠慮ください。

## 創業支援スペースーサロン 「手描きPOPの極意」



### 産業福祉センター 創業支援スペースーサロン

費用をかけずに効果が高く、いろいろな業種・業態で活用できる「手描きPOPの極意」を学びます。

創業に関心のある方、創業後間もない方の交流の場としての参加もできます。参加費は無料です。

日 時 5月26日(木)午後6時30分～9時

会 場 産業福祉センター電脳会議室

定 員 20人(先着順)

講 師 中辻一裕さん(中小企業診断士、POP広告クリエイター)

申込み・問合せ 5月24日(火)までに、申込書に必要事項を記入し、ファックスまたはEメールで産業振興課商工観光係内657へFAX: 042-326-0900

✉ s206000@city.hanura.tokyo.jp

日 時 毎月第2水曜日、第4金曜日午後1時～5時  
※1回マ1時間、予約制

会 場 産業福祉センター・iサロン

申込み・問合せ 開催日の2日前(祝日の場合はその前日)までに、電話で産業振興課商工観光係内657へ

(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)



## ■ゴールデン・ウィーク特別企画

### 写真コンテスト「私の八ヶ岳高原」

八ヶ岳南麓の風景写真をお寄せください。

4月29日(金・祝)～5月31日(火)の展示期間中、来館者人気投票で1位になった方にはプレゼントがあります。

応募方法 4月25日(月)午後5時までに、作品に撮影時のエピソードを添えて郵送または直接自然休暇村へ〒407-0301 山梨県北杜市高根町清里 3545-3877

※応募作品は返却しません。羽村市自然休暇村PRに使用する場合があります。

※撮影期間、季節は問いません。

### 卓球でポイントゲット!

休暇村スタッフに卓球で勝った方には、自然休暇村ポイントカードに、全ポイントを付けてプレゼント! (次回以降2,000円の宿泊補助もしくは売店での買い物ができます)

開催日 4月29日(金・祝)・30日(土)

### こども卓球大会

小・中学生の子供の卓球大会です。勝った方には景品を差し上げます。

開催日 5月3日(火・祝)・4日(水・祝)

### 共 通

時 間 午後4時～6時

参加費 無料

定 員 20人(先着順)

申込み チェックイン時に直接フロントへ

問合せ 自然休暇村 ☎ 0120-47-4017

☎ 0551-48-4017





# 自転車を利用する皆さんへ みんなで守ろう！ 自転車のルール

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係(内)216

自転車は、手軽で、環境負荷が小さく、健康増進効果が期待できる乗り物です。しかし、自転車は車の仲間。交通ルールやマナーを守り安全に利用するとともに、保険に加入しましょう。

しかし、自転車は歩道を通行する場合は、車道寄りをすぐ停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げてはいけません。歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止するか自転車から降りて押して歩きましょう。

## 自転車安全利用五則 知っていますか？

### ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

■ 車道と歩道の区別があるところでは、車道通行が原則です。しかし、次の場合は、例外として歩道を通行できます。

- 道路標識などで認められている場合
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が運転する場合
- 道路工事や駐車車両などにより車道の左側を通行することが困難なときや、車の通行量が非常に多く危険な場合

### ② 車道は左側を通行

■ 自転車は、車道の左側に寄つて通行しなければなりません。右側通行は禁止です。ただし、二重線以外の路側帯であればそこを通行することができます。



▶二重線の路側帯

### ④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止です。複数の自転車が並んで走ることも禁止です(併進可)の標識がある場所を除く)。二人乗りは、幼児用の座席に

6歳未満の幼児を乗車させるとき以外は、併進可の標識やめましょう。



■ 信号を守り、一時停止場所では必ず止まって安全確認をし、夜間はライトを点灯してください。

■ 傘差し、携帯電話やメールをしながらの運転は違反です。

※イヤホンをしての運転も違反です。

### ⑤ 子どもはヘルメットを着用

■ 保護者は、13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときや同乗させるとときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

### ③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

## 入って安心！損害賠償保険 へ加入しましょう

自転車を利用する方が加害者となる交通事故が多発しています。

自転車を利用する方は「車両運転者」としての責任を自覚し、損害賠償責任保険などへ加入しましょう。

自転車の賠償保険は損害保険会社の賠償責任保険のほか、公益財団法人日本交通管理技術協会のTSマーク制度があります。

### TSマーク制度

自転車の点検・整備を行い、安全な自転車であると確認したときに、TSマークを貼るもので。TSマークには、賠償責任保険と傷害保険が付いています。

TSマーク取扱店で自転車を購入したときなどに、点検・整備を受け点検・整備料を払うと、TSマークが貼られます。（有効期間1年）

## みんなの迷惑！自転車放置

「少しの時間だから」「みんなも置いているから」といった軽い気持ちで自転車を放置すると、次のようなことが起ります。

①歩道が狭くなり、歩行者の通行の妨げとなります。また、点字ブロックの上に自転車が置いてあると、視覚

に障害のある方の通行の妨げとなります。

- (2)災害時の避難や緊急活動時の障害物となります。
- (3)街並みの景観が損なわれます。

## ルールを守って正しく利用！ 自転車駐車場

自転車などに乗つて駅に向かう方は、自転車駐車場を利用しましょう。利用料は、いずれも無料です。

### ■羽村駅周辺には8か所

※道路交通法に定める原動機付自転車を駐車することができる西口第3駐車場（1か所のみ）です。

### ■小作駅周辺には4か所

※道路交通法に定める原動機付自転車を駐車することができる東口第1・第2駐車場と西口第1・第2駐車場です。

※市の条例で、羽村駅・小作駅を中心



## 撤去した自転車は自転車保管所へ移送します

放置禁止区域内に放置された自転車や原動機付自転車は、随時撤去し自転車保管所へ移送します。撤去した自転車などの引取りには、撤去手数料が必要となります。注意してください。

### 撤去手数料

■自転車	2000円
■原動機付自転車	3000円

### ▼自転車保管所

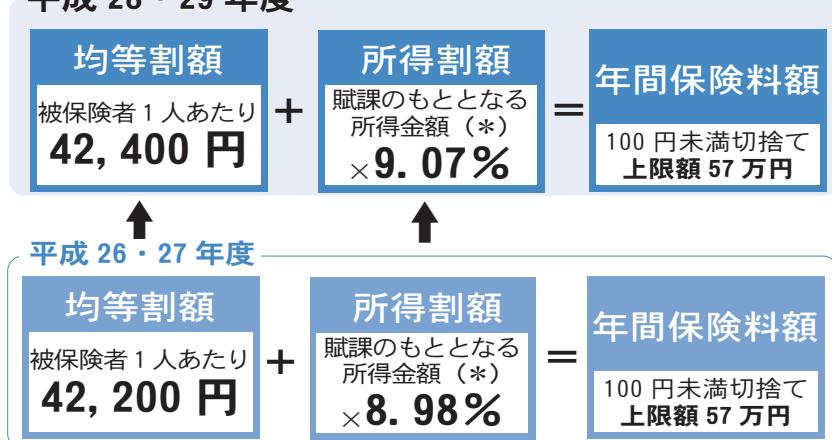


### 返還時間

□月・火・木・金曜日：午前9時～午後4時  
□水曜日：午前9時～午後7時30分  
□土曜日：午前9時～正午  
※日曜日、祝日、年末年始は業務を行っていないません。

# 平成 28・29 年度の後期高齢者医療 保険料率が改定されました

平成 28・29 年度



(\*) 賦課のもととなる所得金額…前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額 33 万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

後期高齢者医療保険料の算定基礎となる保険料率は、2 年間の財政運営期間の医療給付費などに応じて、東京都後期高齢者医療広域連合が 2 年ごとに定めることとなっています。平成 28 年 1 月の広域連合議会で、平成 28・29 年度(平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)の保険料率などが決定されました。医療費の増加などに伴い大幅な上昇が見込まれ、増加抑制対策を講じましたが、一定の負担をお願いすることとなりました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解を

ます。また、増加抑制対策を講じましたが、一定の負担をお願いすることとなりました。

保険料率などが決定されました。医療費の増加などに伴い大幅な上昇が見込まれ、増加抑制対策を講じましたが、一定の負担をお願いすることとなりました。

後期高齢者医療保険料の算定基礎となる保険料率は、2 年間の財政運営期間の医療給付費などに応じて、東京都後期高齢者医療広域連合が 2 年ごとに定めることとなっています。

お願いします。

※平成 28 年度後期高齢者医療保険料の決定通知書は、7 月中旬に発送します。

※平成 28 年度後期高齢者医療保険料の決定通知書は、7 月中旬に発送します。

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

## 所得割額の軽減

所得に応じて保険料が軽減される場合があります。軽減には確定申告などの所得の申告をもとに均等割額を軽減しています。

### 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

### ■ 所得割額の軽減

	賦課のもととなる 所得金額	軽減割合
①	15 万円以下	100%
②	20 万円以下	75%
③	58 万円以下	50%

※①・②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

### ■ 均等割額の軽減

総所得金額などの合計額が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額
33 万円以下で被保険者全員が 年金収入 80 万円以下 (その他の所得がない)	9 割	4,240 円
33 万円以下で 9 割軽減の基準に該当しない	8.5 割	6,360 円
33 万円 + (26.5 万円 × 被保険者の数) 以下	5 割	21,200 円
33 万円 + (48 万円 × 被保険者の数) 以下	2 割	33,920 円

※ 65 歳以上 (1 月 1 日時点) の方の公的年金所得は、その所得からさらに高齢者特別控除 15 万円を差し引いた額で判定します。ただし、この 15 万円 (高齢者特別控除額) は所得割額の計算では適用されません。

※ 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

会社の保険など (国保および国保組合は除く)  
の被扶養者だった方の保険料軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など (国民健康保険および国民健康保険組合は除く) の被扶養者だった方は、所得割額が 0 円となり、均等割額が 9 割軽減となります。

### 問合せ

○ 制度について…広域連合お問合せセンター

☎ 0570-1086-519 (IP 電話・  
PHS の方は ☎ 03-3222-449

6 ▼

※ 土・日曜日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時  
○ 個別の相談・個人情報を含むことについて  
：市民課高齢医療・年金係 (内) 137

# 平成28年地価公示

国土交通省から、平成28年地価公示が発表されました。土地取引が見込まれる各地域で標準的な使われ方をしている土地（標準地）が選ばれ、その適正な土地価格が毎年公表されています。

平成28年1月1日現在の調査地点（標準地）の価格をお知らせします。

## 地価公示の役割

- 土地を売買するときの目安
- 不動産鑑定士が鑑定評価を行う場合や、国や自治体が公共用地を買う場合の規準

問合せ 土木課庶務係内 296

## ものづくり企業の取組みを支援！

### 羽村市ものづくり企業立地継続支援事業

市内には、製造業が多く立地しており、市の重要な産業の1つとなっています。工場と住宅の調和を進め、企業が継続的に市内で操業できるよう、企業が行う防音・防臭・防振などの改修や工場の移転に対し費用を助成します。

**対象** 都内ものづくり中小企業

**助成対象事業**

①市内の工場の防音・防臭・防振などの改修事業（新築は含まない）、改修に伴う一時移転事業（新

事業、移転先工場の改修

申請期限 5月10日(火)

問合せ 産業振興課商工観光係内 657

※いずれも新增築は対象外  
助成率・上限額 対象経費の4分の3、上限375万円（下限100万円）

※この事業では、東京都の「都内ものづくり企業立地継続支援事業」の支援を受け、市の助成のうち3分の2に東京都からの財源をあてます。

#### ■平成28年地価公示

標準地の所在 (住居表示)	標準地の1m <sup>2</sup> あたりの価格	対前年比 (変動率)
羽中3-10-12	131,000円	0.8%
小作台5-20-2	187,000円	1.1%
富士見平1-8-15	145,000円	0.7%
羽西3-3-28	136,000円	0.7%
川崎3-9-2	131,000円	1.6%
羽中1-6-47	138,000円	1.5%
緑ヶ丘5-10-40	166,000円	1.2%
双葉町2-13-38	123,000円	0.8%
羽字玉川附690-62	92,000円	0.0%
緑ヶ丘1-14-4	176,000円	1.1%
栄町3-5-1外	71,200円	2.0%

※国土交通省ウェブサイトでも公表しています。

### 羽村市職員人事

問合せ 職員課人事研修係内 323

（平成28年4月1日現在） \*管理職のみ ○：昇任 （）：前職

#### 部長

議会事務局長：田中繁生（水道事務所長）／企画総務部参事：竹田佳弘（議会事務局長）／産業環境部長：○橋本昌（企画総務部企画政策課長）／福祉健康部長：○柏谷昇司（産業環境部産業課長）／子ども家庭部長：○郷良則（議会事務局次長）／都市建設部長：○細谷文雄（都市整備部区画整理管理課長）／区画整理部長：○石川直人（都市整備部区画整理事業課長）／区画整理部参事：阿部敏彦（都市整備部長）／上下水道部長：○田中祐子（企画総務部市史編さん室長）／会計管理者：小林宏子（子ども家庭部長）

#### 課長

議会事務局次長：○池田浩幸（議会事務局議事係長）／企画総務部企画政策課長：○櫛島孝文（企画総務部経営管理課長）／企画総務部経営管理課長：○島田裕樹（財務部納税課長）／企画総務部広報広聴課長：○宮沢賢臣（企画総務部市史編さん担当主任）／企画総務部シティプロモーション推進課長：○高岡弘光（企画総務部企画政策課企画政策担当主査）／企画総務部市史編さん担当主任：○星進（生涯学習部スポーツ推進課長）／企画総務部納税課長：○飯島直哉（財務部契約管財課長）／財務部契約管財課長：○神尾成也（都市整備部都市計画課課長）／市民生活部防災安全課長：○中根聰（生涯学習部スポーツ推進係長）／産業環境部産業振興課長：○中島静樹（企画総務部総務課総務係長）／子ども家庭部子育て支援課主任：○山本明子（子ども家庭部子育て支援課子ども家庭支援センター係長）／都市建設部都市計画課課長：○池田明生（都市整備部区画整理事業課事業係主査）／都市建設部土木課長：○杉山誠（建設部下水道課工務管理係長）／区画整理部区画整理総務課長：○橋本雅央（都市整備部区画整理管理課管理係長）／区画整理部区画整理推進課長：○渡辺篤（建設部土木課長）／上下水道部上下水道業務課長：○加藤純（水道事務所水道課長）／上下水道部上下水道設備課長：○大野直敬（生涯学習部図書館部子育て支援課支援係長）／生涯学習部図書館長：○松原隆（企画総務部広報広聴課長）

# 友愛訪問員の改選

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係 (内) 176

## ■友愛訪問員名簿（敬称略）

	担当地区	氏名
1	双葉富士見の一部	石川 浩子
2	神明台上・双葉富士見・ 双葉町松原の一部	土屋 真由美
3	神明台上の一部	有泉 末
4	都営神明台・神明台上・ 双葉町松原の一部	増田 幸子
5	都営神明台・神明台上・ 双葉町松原の一部	早川 敏子
6	富士見平第一	小河原 知子
7	UR羽村団地の一部	小泉 靖子
8	緑ヶ丘三丁目・富士見 平第一・東台の一部	泉 ひさ江
9	東台・富士見平第一 の一部	金田 景子
10	UR羽村団地の一部	伊東 美津子
11	神明台の一部	雨倉 理枝子
12	神明台の一部	中野 敏子
13	神明台の一部・神明 台住宅	小池 津賀子
14	五ノ神東	森 澄子
15	五ノ神東	井上 美智子
16	五ノ神中	馬場 さだ江
17	緑ヶ丘第一	小林 俊子
18	緑ヶ丘第二	山下 京子
19	緑ヶ丘西（緑ヶ丘4丁目）	柏崎 千香子
20	緑ヶ丘西（緑ヶ丘5丁目）	山根 恒子

担当地区	氏名
21 栄町第一の一部	山口 利美
22 栄町第二の一部	藤田 浩子
23 栄町第二の一部	荒木 澄
24 栄町第一の一部	川島 廣代
25 小作台東	坂下 訓子
26 小作台西の一部	松本 敏美
27 小作台西の一部	田中 美佐子
28 小作本町	平野 重野
29 小作本町	井上 千代美
30 美原	田村 君子
31 宮地	西野 礼子
32 間坂第一・間坂第二	小作 三枝
33 田ノ上第二	横山 ミチ子
34 奈賀二・田ノ上第三	鈴木 洋子
35 本町第一・旭ヶ丘	岩久保 ユキ子
36 本町第一・旭ヶ丘	富永 淳子
37 東第二・奈賀一・ 田ノ上第一	堀江 米子
38 本町第二・本町第三	加藤 厚子
39 東第一	平松 和子
40 川崎西	本橋 快枝
41 川崎西	中根 久美子
42 川崎東・上水通り	古川 泰子
43 清流	小林 房江

友愛訪問員は、一人暮らしの高齢の方や  
となることで高齢の方の寂しさを和らげ、  
委員と協力した活動などをしています。  
4月1日に友愛訪問員の改選を行い、今  
年度の活動が始まりました。

原則次の①～④すべてに該当する方が  
対象となります。  
①65歳以上の一人暮らしの方または70歳  
以上の高齢の方のみの世帯  
②定期的な安否確認が必要な世帯  
③閉じこもりがちで外部との接点を持つ  
ことが必要な世帯  
④原則として市内に親族がない世帯

①65歳以上の一人暮らしの方または70歳  
以上の高齢の方のみの世帯  
②定期的な安否確認が必要な世帯  
③閉じこもりがちで外部との接点を持つ  
ことが必要な世帯  
④原則として市内に親族がない世帯

市では、男女とともに生き生きと暮らすことができる社会を構築するための推進組織として、「男女共同参画推進会議」を設置しています。誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、一緒に考えてみませんか。

応募資格 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方  
※任期中は、市が設置するほかの審議会・懇談会などの市民公募委員を兼任することはできません。

募集人員 4人（予定）

任期 6月下旬から2年間

開催回数 年5回程度

謝礼（1回） 9,000円

応募方法 4月28日(木)午後5時（必着）までに、「男

女がともに生き生きと暮らせる社会に関する考え方」を800字程度にまとめ、「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」を記入し、郵送・Eメールまたは直接応募先へ（様式自由）

選考方法 作文を基に審査し、決定

※応募作文は非公開とし、選考後返却します。

※選考結果は、応募者各人にお知らせします。なお、選考内容に関する問合せにはお答えできません。

応募先・問合せ 羽村市企画政策課企画政策担当（内）

345〒205-8601（所在地記載不要）  
✉ s101000@city.hanura.tokyo.jp

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時までです。

## 第9期羽村市男女共同参画推進会議 市民公募委員の募集

### 友愛訪問対象者

# 年金生活者等支援臨時福祉給付金

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を対象となる方に支給します。

市では、現在支給の準備を進めています。具体的な申請・支給の方法などについて詳しくは、広報はむら5月1日号や市公式サイトでお知らせする予定です。

**対象** 平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）

※生活保護の受給者である場合などは対象となりません。

※支給額 支給対象者1人につき3万円を装った振り込め詐欺や個人情報の搾取に注意してください！

**問合せ** 社会福祉課庶務係内112

※「年金生活者等支援臨時福祉給付金」

※支給は1回限りです。

※「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を装った振り込め詐欺や個人情報の搾取に注意してください！

脳卒中などの病気や交通事故に遭つた後、「怒りっぽくなつた」「今までできていたことができなくなつてしまつた」「新しいことが覚えられない」などの症状がありませんか？

これらの症状は、「高次脳機能障害」かもしれません。この障害は見た目ではわからないため、周囲の理解を得にくく、本人や家族が生活に困難を感じことが多いとされています。

市では、高次脳機能障害専門の相談員による相談窓口を開設します。困ることやこれから的生活のことなどにつ

## 高次脳機能障害の相談窓口の利用を

いて、相談を受け付けます。

**日 時** 每月第3水曜日午後1時30分～4時30分

**会 場** 障害福祉課窓口

※直接会場へお越しください。

**問合せ** 障害福祉課障害者支援係内185



はい！ こちら消費生活センター  
光回線サービスの乗り換えは慎重に！



### 相談事例

光回線やテレビなどの利用料が今より月約2000円も安くなるので変更しないかと、電話で勧誘されました。

本当に安くなる契約なのでしょうか？

事業者の説明では、この電話会社に変更すると支払い続けている光回線の工事費の分割払いやプロバイダ料金が必要なくなり、毎月の支払いが約2000円も安くなるというのです。月2000円は大きいので新しい電話会社に変更しようかと考えています。本当に安くなるのでしょうか。

### 結 果

消費生活センターから勧誘業者が名乗つていた電話会社に問い合わせたところ、「分割払いしている今の光回線の工事費の残金やプロバイダの違約金は、キャッシュバックサービスで支払う必要がなくなる。プロバイダ料金が不要らしいというよりは、回線料とプロバイダ料金が1本になる料金設定といふこと。工事費が不要なのではなく、その金額と同額を毎月マイナス計算するので、『実質無料』ということでした。

また、テレビはBS放送は見られなくなり、BS放送を見るにはアンテナの設置などが必要になるとのことです。

### アドバイス

昨年2月から大手通信事業者が光回線サービスの卸売「光卸（ひかりおりし）」を開始し、それを受けて多くの事業者が光回線だけでなく、独自サービスなどをセットにして販売するなど、契約内容が多様化、複雑化しています。

### 新たな契約を結ぶ前に

■勧誘を受けた際は、必ず事業者名、サービス名などの契約内容を確認しましょう。

- 「安くなる」などと言われても、ほかのサービスとのセット契約でかえつて高額になつたり、現在契約しているサービスの解約料金が発生したりする場合があり、注意が必要です。
- 現在の契約内容を理解した上で、別 の光回線サービス業者に乗り換えるかどうか検討しましょう。

**問合せ** 消費生活センター☎ 555-1111

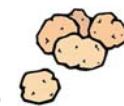
1111内  
641

# イチゴとジャガイモの区画売り

市内農家が育てたイチゴとジャガイモの区画売

## ジャガイモ

収穫期 6月中旬ごろ



イチゴはそのまま食べても甘く、ジャガイモはゆでるとホクホクです。どなたでも申し込むことができます。

春の陽気の中、家族や友だちと一緒に収穫を楽しめませんか。

## イチゴ



収穫期 5月初旬ごろ

農園所在地 羽加美1-18-5 羽加美4-20

料金 1区画(30株) 3000円  
区画数 20区画(先着順)

問合せ 産業振興課農政係内663

## 援農ボランティア募集

身近な農作物の生産に携わりながら農業を応援する「援農ボランティア」を募集します。

実際に農業を体験することで、食の安全や安心が実感でき、農業に対する理解が深まります。皆さんのご支援をお願いします。

活動先 ①野菜農家 ②花卉農家

### 活動期間と対象

■長期 年間を通して週1日以上手伝える方  
■短期 繁忙期やボランティアが可能な時期に手伝える方

申込み 4月28日(木)までに、直接産業振興課農政係(市役所西分室2階)へ

※花卉:観賞のために栽培する植物  
問合せ 産業振興課農政係内663

# 後期高齢者医療保険料特別徴収額(年金引き落とし額)の調整を行います

後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金からの引き落とし)は、4・6・8月に「仮徴収」、10・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいています。

○仮徴収(4・6・8月):前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料額(2月と同額)を納めていただきます。

○本徴収(10・12月・翌年2月):確定した年間の保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。

### 6月、8月の特別徴収額が変更になる場合があります

年度途中で保険料額に変更が生じたり、過去に前年と翌年の保険料額が大きく変わったりした方は、4・6・8月に2月と同額で仮徴収すると、1年間の保険料が前半(仮徴収)と後半(本徴収)で偏ってしまうことがあります。そこで、1年間を通じて保険料額ができるだけ均等になるよう、6月と8月の仮徴収額を変更し、調整(平準化)します。なお、6月と8月の特別徴収額が平準化により変更となつても、保険料の総額は変わりません。

※活動は無償で行っていただきます。  
※活動先・内容などの希望に添えず、受け入れができない場合があります。

※登録制のため、以前に登録した方は改めて申し込みが必要はありません。

問合せ 市民課高齢医療・年金係内137

たま川兄弟  
減右衛門と量右衛門のこれ知ってる?  
〈リサイクルセンターの日曜開館日って  
知ってる?の巻〉



問合せ

学校教育課学務係内 357

市外の小・中学校に通つている方

※借家の場合は、家賃の支払いを証明する書類を持参してください。

※期日までに提出がない場合、4月からの適用ができません。注意してください。

※申請・再申請は、5月以降も隨時受け付けます。認定した場合は、申請書の提出が

あつた月から適用します。

市外の小・中学校に通つている方

申請書は受付窓口に用意してあります。印鑑・振込指定口座のわかる書類を持参し、市役所3階学校教育課窓口で申請してください。

申請方法など

市内の中学校に通つている方

各学校からすべての児童・生徒に申請書を配布しました。申請書を確認し、市役所3階学校教育課または在籍している学校へ提出してください。

申請方法など

**平成28年度**  
**就学援助制度の申請受付を行います**

市内に住所を有する児童・生徒の保護者の皆さんへ

保護者の皆さんへ

## 放射線量の測定結果

▼定点（富士見公園）の放射線量測定結果  
単位： $\mu\text{sv}/\text{h}$ （マイクロシーベルト / 時間）

測定日	天候	測定高さ		
		5 cm	50 cm	1 m
3月9日(木)	曇り	0.051	0.056	0.053

国際放射線防護委員会の2007年勧告によると、一般の人（子ども含む）が1年間に浴びる放射線量の限度は、1,000マイクロシーベルトとされています。時間当たりに換算すると0.23マイクロシーベルト/時間となり、それ以下であれば、健康に影響を及ぼすレベルではないと言われています。  
※測定方法・時間など詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 環境保全課環境保全係内 226

## 羽村市水道水の放射性物質測定結果

採水日時	検査項目（単位：ベクレル/kg）	
	放射性セシウム134	放射性セシウム137
3月14日(月) 午前10時	不検出 検出限界値(0.5)	不検出 検出限界値(0.6)
目標値(※1)		10

※1…国が定めた目標値（放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計値）

※不検出とは、( ) 内の検出限界値以下であることを表します。

※検出限界値は、検査機関の周辺環境や測定器の性能、検査物質によって異なります。

※測定方法など詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

# 障害者の各種手当・助成制度の紹介

障害のある方が申請できる各種手当や助成制度を紹介します。

問合せ 障害福祉課障害福祉係内 173

手当の種類	対象など	手続きに必要なもの
特別障害者手当 (26,830 円／月)	20歳以上で、重度の障害があるため日常生活に常時特別な介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度の障害が重複している、もしくはそれと同等の疾病・精神障害）の方 ※所得制限や除外規定あり	問い合わせてください
障害児福祉手当 (14,600 円／月)	20歳未満で、重度の障害があるため日常生活に常時介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、またはそれと同等の疾病・精神障害）の方 ※所得制限や除外規定あり	問い合わせてください
重度心身障害者手当 (60,000 円／月)	重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時特別かつ複雑な介護を必要とする方／重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方／重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ座っていることが困難な方および同程度以上の障害のある方 ※65歳以上の方は新規申請ができません。 ※所得制限や除外規定あり	問い合わせてください
心身障害者福祉手当 －都手当－ (15,500 円／月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度を持っている方、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。 ※所得制限や除外規定あり	・身体障害者手帳または愛の手帳 ・印鑑 ・口座番号
心身障害者福祉手当 －市手当－ (12,000 円／月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度を持っている方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。 ※所得制限や除外規定あり	・身体障害者手帳または愛の手帳 ・印鑑 ・口座番号
難病患者福祉手当 (7,500 円／月)	国および都が指定する特殊疾病に該当し、東京都難病医療費等助成を受けている方 ※B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成、大気汚染医療費助成を除く	・特定医療費（指定難病）受給者証または難病（都）医療券 ・印鑑 ・口座番号
タクシー費用・自動車ガソリン費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹または内部機能障害については3級も含む）、愛の手帳1・2度を持っている方、脳性まひの方、進行性筋萎縮症の方に、タクシー費用またはガソリン費用の一部を助成します。 ※所得制限や除外規定あり	・身体障害者手帳または愛の手帳 ・印鑑 ・口座番号
理容・美容サービス費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度を持っている方で、肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障害）1・2級の方、常時寝たきりの方、住民税非課税のいずれかに該当する方に、指定店での理容・美容サービスを受けることのできる券を発行します。 ※入院・入所の方は対象外 ※20歳未満は扶養義務者、20歳以上は本人が非課税の方	・身体障害者手帳または愛の手帳 ・印鑑
機能回復施術費用の助成	身体障害者手帳1～4級（70歳以上は1～6級）を持っている方に、指定店ではり・灸・マッサージを受けることのできる券を発行します。 ※入院・入所の方は対象外	・身体障害者手帳 ・印鑑
水道・下水道使用料の助成	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度を持っている方のいる住民税非課税世帯に、水道・下水道の最小口径の基本料金（月872円+消費税）を助成します。	・身体障害者手帳または愛の手帳 ・印鑑 ・水道料金領収書

※いざれも事前の申請が必要です。詳しくは、問い合わせてください。

※そのほかの福祉制度については、市公式サイトまたは市役所1階障害福祉課で配布する「ふれあい福祉のしおり」などで確認してください。



## 健 康

高齢者肺炎球菌ワクチン  
予防接種

平成26年10月1日から、高齢者肺炎球菌ワクチンは「予防接種法に基づく市が行う定期予防接種」になりました。  
接種対象者は羽村市に住民登録があり、過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない方で、次の条件のいずれかに該当する方が対象となります。

①今年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方  
②接種日当日60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級を持つている方

(手帳を医療機関に提示してください)  
▼助成額 40000円(指定医療機関の定める接種費用から4000円を差し引いた額を医療機関へ支払ってください)／接種場所 市内指定医療機関／接種期間 平成29年

3月31日まで

※指定医療機関以外および接種期間外に接種をした場合は全額自己負担となります。

接種方法 市内の指定医療機関に予約し「接種助成券」と健康保険証を持参してください。

※接種助成券は、対象となる方へ4月上旬に郵送しました。

※指定医療機関について詳しく述べは、接種助成券をご覧のとおりです。

※この制度は平成30年度までを必ず確認し、同意の上、接種してください。

●問合せ 保健センター☎555-1111(内623)

## 番議会などの傍聴

第2回羽村市生涯学習番議会  
＼＼会場 市役所東庁舎4階  
特別会議室／定員 10人(定員を超えた場合は抽選)  
＼＼問合せ 生涯学習総務課生

涯学習推進係(内)363

## 施設から

## スマミングセンター

☎579-3210

## トレーニングルーム

好評につき継続します!

## 骨盤ヨガ

CO(アファディスク)大

## 2時間無料

こどもの日 こどもプール

▼日時 毎週日曜日午前11時～正午／会場 トレーニングルーム

▼定員 20人(先着順)／参考料 加費(1回) 800円／持ち物 運動できる服装・タオル・飲み物・室内専用靴(AFAA DISCOのみ)／申込み 当日、直接2階サウナ受付へ

▼日時 5月7日(土)～28日の毎週水・土曜日(全7回)

午後7時～9時／会場 弓道場／対象 中学生以上の方(中学生は保護者の付添いが必要)

／定員 15人(先着順)／参考料 加費 3500円(全7回分・保険料込み)／服装 運動で

きる服装(上着はボタンの無いもの)・靴下または足袋／申込み 4月30日(土)までに「住所・氏名・年齢・電話番号」を記入し、郵送またはファックスで弓道場へ〒205-1000

01羽村市小作台4-1-2-8 FAX 555-9255

## 共通

## 初心者弓道教室

弓道を体験したい方、再開したい方など、気軽に参加してください。

▼日時 毎週日曜日午前11時～正午／会場 トレーニングルーム

▼定員 20人(先着順)／参考料 加費(1回) 800円／持ち物 運動できる服装・タオル・飲み物・室内専用靴(AFAA DISCOのみ)／申込み 当日、直接2階サウナ受付へ

▼日時 5月7日(土)～28日の毎週水・土曜日(全7回)

午後7時～9時／会場 弓道場／対象 中学生以上の方(中学生は保護者の付添いが必要)

／定員 15人(先着順)／参考料 加費 3500円(全7回分・保険料込み)／服装 運動で

きる服装(上着はボタンの無いもの)・靴下または足袋／申込み 4月30日(土)までに「住所・氏名・年齢・電話番号」を記入し、郵送またはファックスで弓道場へ〒205-1000

01羽村市小作台4-1-2-8 FAX 555-9255

## 弓道場

弓道を体験したい方、再開したい方など、気軽に参加してください。

▼日時 毎週日曜日午前11時～正午／会場 トレーニングルーム

▼定員 20人(先着順)／参考料 加費(1回) 800円／持ち物 運動できる服装・タオル・飲み物・室内専用靴(AFAA DISCOのみ)／申込み 当日、直接2階サウナ受付へ

▼日時 5月7日(土)～28日の毎週水・土曜日(全7回)

午後7時～9時／会場 弓道場／対象 中学生以上の方(中学生は保護者の付添いが必要)

／定員 15人(先着順)／参考料 加費 3500円(全7回分・保険料込み)／服装 運動で

きる服装(上着はボタンの無いもの)・靴下または足袋／申込み 4月30日(土)までに「住所・氏名・年齢・電話番号」を記入し、郵送またはファックスで弓道場へ〒205-1000

01羽村市小作台4-1-2-8 FAX 555-9255

## 観光協会から

### 新規の会員募集！

羽村市観光協会は、1978年に設立以来、観光情報の収集やウェブサイトでの情報の提供、はむら花と水のまつり、オープンガーデン事業、ガーデニングフォトコンテスト、春・夏の花いっぱいコンクール、羽村市観光案内所の開設などの事業を企画・運営しています。

観光協会では、会員の増加と発展を図るため、新規会員を募集します。加入はいつでも、どなたでもできます。趣旨に賛同していただける方は、ぜひ加入してください。

▼年会費 一口1,000円

※個人会員の場合一口（100円）以上、事業所・団体会員の場合三口（300円）以上です。

会員特典 羽村市観光案内所での会員の方（事務所など）のPRパンフレットなどを設置、はむら花と水のまつり模擬店

### ①応募方法・問合せ

4月15

555-19673

〒205-

羽村市緑ヶ丘5-1-2

FAX

i@yahoo.co.jp

### ②申込み・問合せ

555-19667

〒205-

hamurashi\_kankoukyouka

i@yahoo.co.jp

### ③申込み・問合せ

555-19667

〒205-

羽村市栄町2-18-1

FAX

555-19667

羽村市栄町2-18-1&lt;/

## シルバー人材センターから

### 牛乳パックで作るペン立て

牛乳パックでペン立てを作つてみませんか。小物入れとしても利用できて便利です。

▼日時 5月20日(金)午前10時

～午後3時／会場 シルバー

人材センター／定員 20人(先着順)

／費用 500円／持ち物 ハサミ・昼食

●申込み・問合せ 5月10日

(火)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前9時～午後5時に、電話または直接シルバーハウスセンターへ☎554-1513

## 官公署などから

～東京の畜産を体験してみませんか？

▼日時 4月23日(土)午前9時30分～午後3時(小雨決行)  
／会場 (公財)東京都農林水産振興財團青梅庁舎(青梅市新町6-7-1)

※駐車場はありません。車で

の来場はご遠慮ください。  
内容 ヒヨコとのふれあい体験、のらぼう菜摘み、東京畜産物の販売など

※直接会場へお越しください。  
●問合せ (公財)東京都農林水産振興財團青梅庁舎☎0428-131-2171



## 東京都子育て支援員研修(第1期)受講者募集

### 都立あきる野学園「平成28年度 発達に支援を要する子たちのための養育相談会」

育児経験が豊富で子育て支援の仕事に携わりたいと思っている方や、すでに子育て支援の分野で働いている方などを対象に、「子育て支援員」として養成する研修です(地域

支援の仕事に携わりたいと思っている方や、すでに子育て支援の分野で働いている方などを対象に、「子育て支援員」として養成する研修です(地域

保育コース、地域子育て支援コース、放課後児童コース、社会的養護コース)。

▼対象 市内在住・在勤で、今後子育て支援員として就業する意欲のある方など／申込方 法

5月9日(月)までに、「子育て支援員研修 受講申込書」を郵送(書留)で(公財)東京都福祉保健財團福人材養成室子育て支援課で配布)または東京都福祉保健財團ウェブサイト、東京都ウエブサイトをご覧ください。

●問合せ (公財)東京都福祉保健財團福人材養成室子育て支援員担当☎03-3344-8533／羽村市子育て支援課保育・幼稚園係内☎232-3232

## 5月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。平成28年度の自動車税納税通知書は5月2日(月)に発送します。5月31日(火)までに金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。

※詳しくは、東京都主税局ウェブサイトで確認するか、問い合わせさせてください。

●問合せ 自動車税コールセンター☎03-3525-1466

●申込み・問合せ 事前に、  
「住所・氏名・電話番号・学校見学希望の有無」を、郵送またはFAX 558-10074  
はファックスで都立あきる野学園地域支援センターへ☎553-0222-1971-08  
32あきる野市上代継123  
1-1 FAX 558-10074

身体障害者手帳などを持つている方で、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。

納期限の5月31日(火)まで(新たに自動車を取得した場合は登録(取得)日から1か月以内)に申請が必要です。

都税事務所、都税支所、支庁、自動車税事務所、都税総合事務センターのいずれかへ申請してください。

※詳しくは、東京都主税局ウェブサイトで確認するか、問い合わせさせてください。

●問合せ 自動車税コールセンター☎03-3525-1466



# みんな知ってる？

と  
図  
書  
館  
しょ  
かん

## のこと！

### 子ども読書の日

4月23日は、「子ども読書の日」です。本を読みましょうという日のことです。

みんなは、たくさん本を読んでいますか？本を読むと、楽しいお話に出会うことができます。また、見たことのないものについて想像する力がつきます。

### 図書館に行ってみよう！

図書館にはたくさんの本のほかに、DVDやCDもあるので、検索してみてね。

きっと新しい発見があるよ！



▲図書館

場所 羽村市緑ヶ丘2-11-2  
小学生以下の子どもだけでいられる時間  
○4~9月…午後5時まで  
○10~3月…午後4時30分まで  
休みの日 月曜日（祝日の場合は、あいています）・年末年始・館内整理日

また、羽村市には図書館のほかに、図書室と3カ所の分室があります。分室では、子ども用の本を貸し出しています。



今回は、図書館について紹介するよ！みんなは図書館に行つたことがありますか？ぜひ、図書館に行って、本をたくさん読んでくださいね！  
問い合わせ 図書館 ☎ 554-2280

### おはなし会に参加しよう！

図書館では、絵本の読み聞かせや紙芝居などを行う「おはなし会」をやっています。幼稚向けは毎月第2土曜日、小学生向けは毎月第3土曜日です。そのほかに、分室や小作台図書室でも、おはなし会をやっています。

#### ❖おはなし会スタンプカード

4月から「おはなし会スタンプカード」を配っています。おはなし会に参加してスタンプを集めた人にプレゼントがあります！

おはなし会の日は、広報はむら1日号の「みんなあつまれ！こどものページ」でお知らせしています。ぜひ、参加してください。

### 「読書手帳」を使ってね！

図書館では、「読書手帳」という冊子を配っています（小学校に入る前のあそさんには「よむちよ」）。『読書手帳』には、自分が借りたり読んだりした本の題名などを、シールに打ち出して貼れるようになっています。



3月19日には、本をたくさん読んで「読書手帳」に記録した人を図書館で表彰しました。

みんなも、本をたくさん読んで、どのお話をあもしろかったか、どの本が好きかななどを「読書手帳」に記録していきましょう！



## 4月後半の休日診療

17日(日)	
[休日]	松原内科医院 ☎ 554-2427
[準夜]	福生市保健センター ☎ 552-0099
[歯科]	皆川総合歯科クリニック ☎ 555-8219
24日(日)	
[休日]	栄町診療所 ☎ 555-8233
[準夜]	福生市保健センター ☎ 552-0099
[歯科]	矢野歯科医院 ☎ 555-3363
29日(金) 昭和の日	
[休日]	羽村相互診療所 ☎ 554-5420
[準夜]	石畠診療所(瑞穂町) ☎ 557-0072
[歯科]	渡邊歯科医院 ☎ 570-1688

休日・歯科:午前9時~午後5時 準夜:午後5時~10時  
※医療機関によって受付時間が異なる場合がありますので、確認してください。

※上記の時間以外は、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」へ ☎ 03-5272-0303 (24時間対応)  
問合せ 保健センター



## 水道の漏水などの問合せ

市の指定を受けた工事事業者で修理できます。緊急の場合は、水道事務所または志摩設備工業(有) (☎ 555-3063)へ

# 今日も どうぶつ公園日和

## 新イベント開催中!

広報はむら2月15日号で紹介した、モモアカノスリ(ハリスホーク)の「モモ」。訓練も順調に進み、今月から新しいイベントとして「ハリスホークガイド」を芝生広場で行っています。時間は午後3時15分からです。

ぜひ、会いに来てください。



※天候やモモの体調などで中止する場合があります。

問合せ 動物公園 ☎ 579-4041

▲モモアカノスリの「モモ」

市役所	555-1111
羽村駅西口連絡所(土)(日)	554-8320
三矢会館連絡所(土)(日)	554-8214
小作台連絡所(土)(日)	554-9656
生涯学習センターゆとろぎ(月)	570-0707
図書館(月)	554-2280
※小作台図書室(月) 図書館分室(月)(木)(日)	
スポーツセンター(月)	555-0033
スマイルセンター(月)	579-3210
弓道場(月)	555-9255
郷土博物館(月)	558-2561
水道事務所(土)(日)	554-2269
コミュニティセンター	554-8584
市民活動センター(土)(日)	555-1111

※( )内は休館日

## 4

## 月後半のカレンダー

15日(金)	団 [休] 館内整理日 15日市▶午前9時~午後3時(羽村市観光案内所(羽村駅西口)) 西 おしゃべり場▶午前10時30分~ シ 入会説明会▶午後1時30分~
16日(土)	市 土・日窓口開庁 団 小学生向けおはなし会▶午前11時~
17日(日)	市 土・日窓口開庁
18日(月)	○ [休] 臨時休館日
19日(火)	
20日(水)	団 赤ちゃん向けおはなし会▶午前11時~
21日(木)	中 おしゃべり場▶午前10時30分~
22日(金)	
23日(土)	市 土・日窓口開庁
24日(日)	市 土・日窓口開庁
25日(月)	
26日(火)	
27日(水)	加美分室ミニおはなし会▶午後3時~
28日(木)	
29日(金) 昭和の日	
30日(土)	市 土・日窓口開庁

## 花と水のまつり 2016

## 後期 チューリップまつり開催中

日 時 4月24日(日)までの午前10時~午後5時 (24日(日)は午後3時まで)

※4月24日(日)は午後3時からチューリップの花の摘み取りを行います。

会 場 根がらみ前水田

## 郷土博物館 企画展 五月人形展

日 時 5月15日(日)までの午前9時~午後5時 (月曜日は休館、旧下田家住宅は午後4時まで)

会 場 オリエンテーションホール・企画展コーナー・旧下田家住宅

市役所	555-1111	福 福祉センター ☎ 554-0304	中 中央児童館(金) ☎ 554-4552
羽村駅西口連絡所(土)(日)	554-8320	いこいの里(月の最終日曜日) ☎ 578-0678	西 西児童館(火) ☎ 554-7578
三矢会館連絡所(土)(日)	554-8214	介 地域包括支援センター市役所内(土)(日) ☎ 579-7785	東 東児童館(木) ☎ 570-7751
小作台連絡所(土)(日)	554-9656	地域包括支援センターあさひ(土)(日) ☎ 555-8815	区 羽村駅西口土地区画整理事務所(土)(日) ☎ 570-7474
生涯学習センターゆとろぎ(月)	570-0707	保 保健センター(土)(日) ☎ 555-1111	瑞 富士見斎場 ☎ 555-6269
図書館(月)	554-2280	平 日日夜間急诊センター ☎ 555-9999	瑞 瑞穂斎場 ☎ 557-0064
※小作台図書室(月) 図書館分室(月)(木)(日)		産業福祉センター(月) ☎ 579-6425	フ フレッシュランド西多摩(月) ☎ 570-2626
スポーツセンター(月)	555-0033	農 農産物直売所 ☎ 579-5467	病 公立福生病院 ☎ 551-1111
スマイルセンター(月)	579-3210	動 動物公園(月) ☎ 579-4041	給 羽村・瑞穂地区学校給食センター(土)(日) ☎ 554-2084
弓道場(月)	555-9255	リ リサイクルセンター(土)(日) ☎ 578-1211	自 自然休暇村 ☎ 0551-48-4017
郷土博物館(月)	558-2561	消 消費生活センター(土)(日) ☎ 555-1111	シ シルバーパートナーセンター(土)(日) ☎ 554-5131
水道事務所(土)(日)	554-2269	子 子ども家庭支援センター(土)(日) ☎ 578-2882	
コミュニティセンター	554-8584		
市民活動センター(土)(日)	555-1111		